

〈別添2〉

歯科診療報酬点数表関係（その1訂正）

【手術：拔歯手術】

(問34) 乳歯に対して難抜歯加算を算定して差し支えないか。

(答) 乳臼歯の歯根が後継永久歯の歯冠歯根を包み込んでおり、拔歯が必要と判断し、歯根分離をして乳臼歯を拔歯した場合及び骨癒着が著しく、骨の開削又は歯根分離術を行う必要性が認められる場合に限っては算定して差し支えない。
なお、算定に当たっては、診療報酬明細書の「処置・手術」欄の「その他」欄に「難抜歯加算」と記載し、点数及び回数を記載する。

【歯冠修復及び欠損補綴・支台築造】

~~(問38) 後継永久歯が先天的に欠如している乳歯に対する全部金属冠の歯冠形成、硬質レジンジャケット冠の歯冠形成及び窩洞形成については、支台築造を算定して差し支えないとなっているが、この場合に限り窩洞形成に際しての支台築造が可能と考えるのか。~~

~~(答) 貴見のとおり。~~

~~問38については、削除とする。~~

【歯科矯正：歯科矯正診断料、顎口腔機能診断料】

(問43) 歯科矯正診断料及び顎口腔機能診断料の算定時期について、歯科矯正を「開始したとき」から「開始するとき」に変更になったが、開始する前に算定してもよいのか。また、模型調製制についても変更になつていいが、取扱いは変わらないという理解でよいか。

(答) 診断を行った時であれば、歯科矯正を実際に開始する前であっても算定して差し支えない。また、模型調製制についても、歯科矯正診断料及び顎口腔機能診断料と同様の取扱いとする。